

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） アクセサリ*及び露出形取付アクセサリ*のボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	*“アクセサリ”は、プラグ及びコンセントを含む
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.101  箇条12 12.1.1  箇条14 14.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 定格 6.101 アダプタの定格電圧は、アダプタを接続するコンセントの電源システムの標準電圧より低い電圧であってはならない。アダプタのプラグ部の定格電圧及びアダプタに差し込むことが可能なプラグの定格電圧は、同一でなければならない。 箇条12 端子及び終端 12.1.1 ケーブルアウトレット付きアダプタ及び電線交換形中間アダプタは、ねじ式の端子を備えなければならない。 箇条14 アダプタの構造 14.1 アダプタは、永久に使用不可能にしない限り、手又はねじ回しのような一般工具で、分解できない構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				14.13	14.13 アダプタのカバーにピン挿入口のブッシングが付いている場合、ブッシングは、カバーを外したとき、内側から偶然に外れてはならない。	
				14.24	14.24 アダプタは、適合するコンセントから手で容易に引き抜ける形状及び／又は材料でできていなければならない。	
				箇条22	箇条22 プラグを引き抜くために必要な力 アダプタの構造は、プラグの容易な挿入及び引抜きができ、また、通常の使用でアダプタのコンセント部からプラグが抜け落ちないものでなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条15	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 アダプタのインターロックされたコンセント部スイッチでインターロックされているアダプタのコンセント部は、コンセント部の刃受が充電中の間は、プラグの挿入及び完全な引抜きができてはならない。 また、アダプタのコンセント部の刃受は、プラグが完全にかん合するまで充電されない構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると	■該当 □非該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条8	箇条8 表示 8.1 ヒューズ付きアダプタは、ヒューズの存在を示す表示をアダプタに表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.2 箇条12 12.2.4 12.3.11 箇条14 14.6 箇条16 16.1	箇条11 接地接続の手段 11.2 刃受は、銀めっきを施すか、又は腐食及び磨耗に対する抵抗が低下しない保護をもたなくてはならない。(第1部の規定による。) 箇条12 端子及び終端 12.2.4 ねじ形端子は、耐腐食性でなければならない。(第1部の規定による。) 12.3.11 ねじなし端子は、通常の使用時に生じる電氣的及び熱的応力に耐えなければならない。(第1部の規定による。) 箇条14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.6 ピン及び刃受は、耐腐食性及び耐摩耗性がなければならない。(第1部の規定による。) 箇条16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性 16.1 耐劣化性 アクセサリは、耐劣化性がなければならない。(第1部の	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				16.3	規定による。) 16.3 耐湿性 アクセサリは、通常使用において生じる湿気に耐えられなければならない。	
				箇条18	箇条18 接地極の動作 接地極は、十分な接触圧をもち、通常の使用で劣化しないものでなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条20	箇条20 遮断容量 アクセサリは、十分な遮断容量をもっていなければならない。	
				箇条21	規定の試験後、試験品は、その後の使用を損なうような損傷があってはならない。また、ピンの挿入口は、この規格が要求する安全性を損なう損傷があってはならない。(第1部の規定による。) 箇条21 通常操作 (第1部の規定による。) アクセサリは、過度の摩耗又は有害な影響がなく、通常使用で生じる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えるものでなければならない。	
				箇条23	箇条23 可とうケーブル及びその接続	
				23.4	23.4 電線非交換形プラグ及び可搬形コンセントは、可とうケーブルがアクセサリに入る部分で、規定の曲げ試験	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 24.7 箇条26 26.1 箇条29	に適合しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条24 機械的強度 24.7 絶縁スリーブ付きプラグピンは、規定のピンこすり試験に適合しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条26 ねじ、通電部及び接続部 26.1 通常の使用で起きる機械的ストレスで、ねじ接続がその後できなくなるような、ねじの破壊又はねじ頭の溝、ねじ山、ワッシャ若しくはあぶみ金の損傷があってはならない。(第1部の規定による。) 箇条29 耐腐食性 カバー及び露出形取付ボックスを含む鉄製の部分は、腐食に対して十分保護しなければならない。(第1部の規定による。)	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.6 箇条 14 14.17	箇条 8 表示 8.6 IP4X 又は IPX2 よりも高い IP コードのコンセントの一部を構成する露出取付ボックスの場合、IP コードは外部の外側に表示しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.17 IP20 よりも高い IP コードの可搬形アクセサリは、ケーブルが付く場合、IP 分類に従って覆われていなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 16 16.2	ばならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿 16.2 外郭による保護 外郭は、アクセサリの IP コードに従って、危険な部分への接近、固体の異物の有害な侵入及び水の有害な侵入に対する保護を備えなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.4  箇条 14 14.3	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 感電に対する保護 10.4 組立用のねじ、通電ピン及び接地ピン、ピン周辺の接地ストラップ及び金属リング、規程の可触金属部を除き、プラグの外部は、絶縁材料製でなければならない。 箇条14 アダプタの構造 14.3 アダプタのピンは、次のとおりでなければならない。 ー 回転することで、安全又は機能を損なわない場合を除き、回転を防ぐことが可能である。 ー アダプタを分解しない限り、取り外すことは可能でない、等	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 感電に対する保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		10.101	10.101 アダプタを完全にコンセントに差し込んだ場合、ヒューズ及び／又はヒューズキャリアを取り外したとき、充電部が可触になってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条11 11.3  11.5	箇条11 接地接続の手段  11.3 絶縁部が破壊した場合、充電部になるおそれがある接地極付きの固定形コンセントの可触金属部分は、接地端子に恒久的に確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）  11.5 接地端子とこれに接続する可触金属部との間は、低抵抗で接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2.2  箇条12 12.2.7	箇条10 感電に対する保護  10.2.2 プラグを完全に挿入したとき、プラグの充電部ピンとコンセントの接地金属カバーとの間の沿面距離及び空間距離は、規定する値に適合しなければならない。（第1部の規定による。）  箇条12 端子及び終端  12.2.7 2本又は3本の導体をまとめて差し込む端子は、許容される数の導体で規定の最小長さだけ端子の締付具に挿入し、既定の締付ねじ試験後、導体が締付ユニットから外れて、沿面距離及び空間距離が規定する値よりも小さくなってはならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条14 14.11 箇条17 箇条27 27.1	箇条14 プラグ及び可搬形コンセントの構造 14.11 電線交換形可搬形アクセサリのコード止めの金属部は、締付ねじを含み、接地回路から絶縁しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条17 絶縁抵抗及び耐電圧（第1部の規定による。） アクセサリの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。 箇条27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 27.1 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する値未満であってはならない。（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 箇条21 箇条28 28.1	箇条20 遮断容量 アクセサリは、規定の試験中に持続アークが起きてはならない。（第1部の規定による。） 箇条21 通常操作（第1部の規定による。） プラグ及びコンセントの規定の挿入及び引抜動作試験で、持続アークが発生してはならない。 箇条28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性 28.1 耐過熱性及び耐火性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					電氣的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材料の部分及びその劣化がアクセサリの安全性を損なうおそれがある絶縁材料の部分は、異常な熱及び火災によって過度に影響されてはならない。（第1部の規定による。）	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14 14.23.1  箇条19 19.3	箇条14 プラグ及び可搬形コンセントの構造  14.23.1 規定の試験で、機器のプラグのピンの温度上昇は、規定値を超えてはならない。（第1部の規定による。）  箇条19 温度上昇  19.3 組み込んでいる要素をもつ可搬形コンセント及び電線交換形プラグの可触金属部品及び可触非金属部品の最大温度上昇は、規定値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14 14.3  箇条23	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。  箇条14 プラグ及び可搬形コンセントの構造  14.3 アダプタのプラグのピンの全ての露出表面は、対応するコンセントの刃受又はシャッタに損害又は過剰摩擦を引き起こすようなばり又はとがった角及びその他のでこぼこものがなく滑らかでなければならない。（第1部の規定による。）  箇条23 可とうケーブル及びその接続	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.1	23.1 電線交換中間アダプタ及びケーブルアウトレット付きアダプタは、導体を接続するときに導体のねじりを含む張力を解放するようなケーブル張力除去部を備えなければならない。アダプタは、端子部に接続され、ケーブル除去部のカバーによって、摩耗から保護しなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条24	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による 箇条24 機械的強度 アダプタは、使用中に加わるストレスに耐える十分な機械的強度をもっていなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） アクセサリ及び露出形取付アクセサリのボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） アクセサリ及び露出形取付アクセサリのボックスは、通常の使用時にその性能が信頼でき、危険を許容できるレベルに引き下げることによって、安全性を達成するように設計し、組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与える

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						おそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.2  箇条12 12.2.1	箇条11 接地接続の手段 11.2 外部接地端子及び電線交換形アクセサリの接地端子は、規定の寸法の電線を適切に接続ができるものでなければならない。 電線交換形アクセサリの接地端子のサイズは、対応する電源供給導体用端子と同じでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条12 端子及び終端 12.2.1 アクセサリは、規定の公称断面積をもった銅導体が適切に接続できる端子を備えなければならない。(第1	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.3.2	部の規定による。) 12.3.2 ねじなし端子は、規定の公称断面積をもつ非可とう及び可とう銅導体の適切な接続ができるものでなければならない。(第1部の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示 8.1 ヒューズ付きアダプタは、ヒューズの存在を示す表示をアダプタに表示しなければならない。 ヒューズ付きアダプタは、ヒューズの定格電流及び形式をヒューズホルダ又はヒューズの近傍に表示しなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>ならない。</p> <p>製造業者は、アダプタを、ほかのアダプタに挿入することに対する警告表示（記号又は文言）を、次のいずれかに表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ アダプタ本体</li> <li>－ 最小こん（梱）包単位のこん（梱）包箱</li> <li>－ アダプタの取扱説明書</li> </ul>	
第二十 条第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。  (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機  （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8282-2-5:2021

規格名：家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-